

島根県中山間地域研究センターにおける公的研究費の不正防止計画

平成28年4月1日

島根県中山間地域研究センター

島根県中山間地域研究センター（以下「センター」という。）における公的研究費の適正な管理・運営にかかる基本方針（平成28年4月1日制定）（以下、「基本方針」という。）に基づき、島根県中山間地域研究センターにおける公的研究費の不正防止計画を下記のとおり定める。

記

1 対象となる研究費

この計画の対象となる公的研究費は、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人、農林水産省又は農林水産省が所管する国立研究開発法人等から配分される競争的資金及び交付される委託研究費をいう。

2 責任体制の明確化

センター所長を最高管理責任者とし、不正防止計画部署、通報窓口等を整備し、責任を明確化する。

3 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

- (1) 研究計画に基づき、実施状況及び予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を行う。
- (2) 物品購入に係るルール of 明確化・統一化を図る。
- (3) 公的研究費による出張は、書面により速やかにセンター所長に復命する。
- (4) コンプライアンス教育を実施する。

4 不正を発生させる要因の把握と防止・改善

- (1) 公的研究費の使用における問題点について、把握し、組織内で共有する。
- (2) 監査等により問題点の把握・検証及び改善を行うとともに、不正の未然防止を図る。